

愛媛県環境審議会鳥獣保護管理部会

次第

日時：令和7年8月18日（月）14時から

場所：愛媛県水産会館5階研修室

1 開会

2 局長あいさつ

3 議事

諮問事項

（1） 亀谷鳥獣保護区特別保護地区の指定について

（2） 玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区の指定について

4 その他

5 閉会

配布物一覧

○会次第

○委員名簿

○配席図

○資料

〔資料1〕 鳥獣保護区等の概要

〔資料2〕 第13次鳥獣保護管理事業計画書（抜粋）

〔資料3〕 諮問事項

（1） 亀谷鳥獣保護区特別保護地区の指定について

（2） 玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区の指定について

《参考資料1》植生図 出典：「第6・7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」
（環境省生物多様性センター）

《参考資料2》令和6年度鳥獣保護区期間更新予定地鳥類生息状況調査事業
調査報告書

《参考資料3》鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抄）

《参考資料4》令和6年度鳥獣保護区等位置図

【指定計画書1】愛媛県指定亀谷鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

【指定計画書2】愛媛県指定玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

鳥獣保護区等の概要

1 制度の概要

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、鳥獣の保護のため重要と認める区域『鳥獣保護区』を指定することができる。当該区域内では狩猟が禁止される。

また、鳥獣保護区の区域内では、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、その区域内における一定の開発行為を制限する『特別保護地区』を指定することができる。（いずれの区域も、環境大臣又は都道府県知事が指定）

更に、特別保護地区の区域内において、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じる恐れのある場所については、区域と期間を定めて、一定の行為を制限する『特別保護指定区域』として指定することができる。

区 分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第 28 条)	<u>鳥獣の保護を図るため</u> 、必要があると認められる地域に指定するもの。	・ 狩猟を禁止 【受任義務】 ・ 指定者が行う鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣等の施設設置	20 年以内 (愛媛県：10 年) 期間は更新が可
特別保護地区 (法第 29 条)	<u>鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため</u> 、特に必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・ 工作物の新築等 ・ 水面の埋立、干拓 ・ 木竹の伐採 ※ 1 ha 以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護上支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内
特別保護指定区域 (令第 2 条)	特別保護地区の区域内において、人の立ち入り、車両の乗り入れ等により、 <u>保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所</u> について指定するもの。	【要許可行為】 ・ 植物の採取、動物の捕獲等 ・ 火入れ又はたき火 ・ 車馬の使用 ・ 動力船の使用 ・ 犬等を入れること ・ 撮影、録画等 ・ 野外レクリエーション等	特別保護地区の指定期間内において、期間を定める

2 指定手続き

鳥獣保護区		特別保護地区	
新規指定 区域拡張	存続期間の更新 区域縮小	指定（右記を除く） 変更・解除	指定（存続期間終了後 に同一区域を指定）・延 長
指定計画書作成 利害関係者 事前意見聴取 ○計画書案の縦覧 ○利害関係者意見聴取 ○公聴会の開催 関係機関へ協議 ○審議会へ諮問 ○環境大臣へ届出 ○告示	指定計画書作成 利害関係者 事前意見聴取 ○告示	指定計画書作成 利害関係者 事前意見聴取 ○計画書案の縦覧 ○利害関係者意見聴取 ○公聴会の開催 関係機関へ協議 ○審議会へ諮問 ○環境大臣へ協議 ○告示	指定計画書作成 利害関係者 事前意見聴取 ○計画書案の縦覧 ○利害関係者意見聴取 ○公聴会の開催 関係機関へ協議 ○審議会へ諮問 ○環境大臣へ届出 ○告示

※○印は、法に規定されているもの。

鳥獣保護区に関する規制等一覧

区域名	鳥獣保護区	特別保護地区	特別保護指定区域
指 定	法第 28 条第 1 項	法第 29 条第 1 項	法第 29 条第 7 項の 4
規 制	法第 11 条・第 28 条	法第 29 条第 7 項	令第 2 条
	① 鳥獣の捕獲の禁止 ② 指定者が行う、鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設設置に係る受任義務	次の行為に許可が必要 ① 建築物その他の工作物の新築、改築、増築 ② 水面の埋め立て、干拓 ③ 木竹の伐採	次の行為に許可が必要 ※道路、広場その他公共の場所における行為を除く ① 木竹以外の植物を採取、損傷、落葉・落枝の採取、動物の捕獲・殺傷、動物の卵の採取・損傷（農林漁業を営むための行為を除く） ② 火入れ、たき火 ③ 車馬の使用 ④ 動力船の使用（漁業、船舶運航事業を営むための行為を除く） ⑤ 犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること ⑥ 撮影、録画、録音その他鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれがあると環境大臣が定める方法による動植物の観察 ⑦ 球具その他の器具を使用する、野外スポーツ、野外レクリエーション
規制の除外	法第 9 条・規則第 5 条	規則第 38 条第 1 号～第 3 号・細則第 5 条第 1 号～第 3 号	規則第 38 条第 4 号・細則第 5 条第 4 号
	次の目的により、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可を受けたもの。 ① 学術研究 ② 鳥獣の保護 ③ 鳥獣の管理（有害鳥獣捕獲含む） ④ 博物館、動物園等における展示 ⑤ 愛玩のための飼養 ⑥ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止 ⑦ 鵜飼漁業への利用 ⑧ 伝統的な祭礼行事等への利用 ⑨ 公益上の必要があると認められる目的	鳥獣の保護に支障がないと認められる次の行為 ① 指定者が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が 1ha 以下 ② 単木択伐、木竹の本数における、20% 以下の間伐、保育のための下刈り、除伐 ③ 次に工作物の設置 イ 住宅及びこれに附属する工作物 ロ ベンチ、くずかご、水槽、墓碑 ハ 炭焼小屋、作業小屋、幕舎 ニ 自家用水道の送水施設、自家用発電の送電施設	鳥獣の保護に支障がないと認められる次の行為 ① 水面の埋立て、干拓、木竹の伐採、工作物の設置（特別保護地区において、許可を受けた行為、規制を除外された行為に限る）を施行するために必要な行為 ② 道路、鉄道、軌道、索道の交通の安全を確保するために必要な行為 ③ 河川法による河川の管理、砂防法第 2 条により指定された土地、地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、海岸法第 3 条第 1 項の海岸保全区域の管理として行う行為 ④ 測量法第 4 条による基本測量、同法第 5 条による公共測量、水路業務法第 6 条による水路測量を行うために必要な行為

		ホ 面積 30㎡ 以内の休憩所、停留所 ヘ 高さ 5m 以内の展望台 ト 延長 500m 以内の歩道 チ 高さ 3m 以内かつ長さ 5m 以内の公園 遊戯施設 リ 面積 15㎡ 以内の公衆便所 ヌ 高さ 5m 以内かつ面積 15㎡ 以内の仮 工作物 ル 災害復旧又は人命保護のための緊急 を要する応急工作物 フ 延長 500m 以内の道路（軌道含む）の 改修のための工作物 ワ 自然木を利用した仮設軽索道 カ 既存工作物に附属する工作物で、高 さ 5m 以内かつ面積 15㎡ 以内のもの	⑤ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気、水象の観測を行うた めに必要な行為 ⑥ 海上保安庁が行う海上における法令の励行、海難救助、海洋の 汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標 識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務に必要な行 為 ⑦ 電気通信事業法第 120 条第 1 項による認定電気通信事業者が行 う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する放送設備、有線 テレビジョン放送法による有線テレビジョン放送施設の管理に必 要な行為 ⑧ 国・地方公共団体の試験研究機関、大学の用地内において試験 研究、教育、学術研究として行う行為 ⑨ 国・地方公共団体の試験研究機関、大学、民法第 34 条により設 立された法人で学術の研究を目的とするものが試験研究、学術研 究として行う行為（事前に指定者に通知したものに限り） ⑩ 森林法第 25 条第 1 項、同条の 2 第 1 項・第 2 項の保安林の通常 の管理行為、同法第 41 条第 3 項の保安施設地区における森林の造 成、維持に必要な行為 ⑪ 犯罪の予防、捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行 うために必要な行為 ⑫ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために 必要な行為 ⑬ 法令、法令に基づく処分による義務の履行として行う行為
--	--	---	---

※ 法 …鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

令 …	〃	施行令
規則…	〃	施行規則
細則…	〃	施行細則

※ 国指定鳥獣保護区（特別保護区（特別保護指定区域））は環境大臣の許可 →除外規定は「規則」
 県指定 〃 は県知事の許可 →除外規定は「細則」

都道府県指定鳥獣保護区の指定等の現況

令和5年11月1日現在（単位：箇所、ha）

	都道府県名	合 計					
		鳥獣保護区		特別保護地区		特別保護指定区域	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
1	北海道	297	261,296	88	17,417	0	0
2	青森県	83	71,615	8	1,551	0	0
3	岩手県	137	134,102	10	6,154	0	0
4	宮城県	92	145,387	10	8,807	0	0
5	秋田県	155	114,096	33	7,506	0	0
6	山形県	51	73,206	9	5,568	0	0
7	福島県	134	143,539	19	12,794	0	0
8	茨城県	79	59,337	8	802	0	0
9	栃木県	106	70,203	17	6,293	0	0
10	群馬県	47	51,768	7	1,206	0	0
11	埼玉県	64	30,416	2	2,535	0	0
12	千葉県	59	42,585	6	427	0	0
13	東京都	39	48,635	8	2,887	0	0
14	神奈川県	102	43,765	7	4,336	0	0
15	新潟県	87	152,968	7	8,131	0	0
16	富山県	39	42,663	9	2,446	1	3
17	石川県	40	18,374	7	446	0	0
18	福井県	47	32,783	14	1,319	0	0
19	山梨県	38	74,794	10	6,310	0	0
20	長野県	122	142,613	12	8,354	0	0
21	岐阜県	103	54,781	19	1,544	0	0
22	静岡県	109	137,700	4	6,041	0	0
23	愛知県	67	19,496	4	439	0	0
24	三重県	90	45,484	7	613	0	0
25	滋賀県	45	99,692	14	1,393	0	0
26	京都府	61	23,463	0	0	0	0
27	大阪府	18	12,914	1	70	0	0
28	兵庫県	84	37,532	11	1,397	0	0
29	奈良県	20	36,164	3	526	0	0
30	和歌山県	94	29,600	8	1,049	0	0
31	鳥取県	20	18,946	3	376	0	0
32	島根県	80	29,318	12	488	0	0
33	岡山県	65	26,608	11	1,224	0	0
34	広島県	92	53,453	8	7,962	1	6,230
35	山口県	82	52,138	32	1,664	0	0
36	徳島県	52	16,235	21	1,493	0	0
37	香川県	26	9,327	4	537	0	0
38	愛媛県	56	55,065	10	1,319	1	135
39	高知県	55	29,259	10	610	0	0
40	福岡県	44	62,914	5	1,538	0	0
41	佐賀県	41	16,918	5	341	0	0
42	長崎県	106	41,883	20	1,416	0	0
43	熊本県	102	83,852	6	613	0	0
44	大分県	65	34,852	9	658	0	0
45	宮崎県	98	53,238	6	1,860	0	0
46	鹿児島県	126	62,424	4	1,453	0	0
47	沖縄県	16	8,731	10	502	0	0
	合計	3,635	2,906,132	538	142,415	3	6,368

国指定鳥獣保護区一覧

(令和6年3月31日現在)

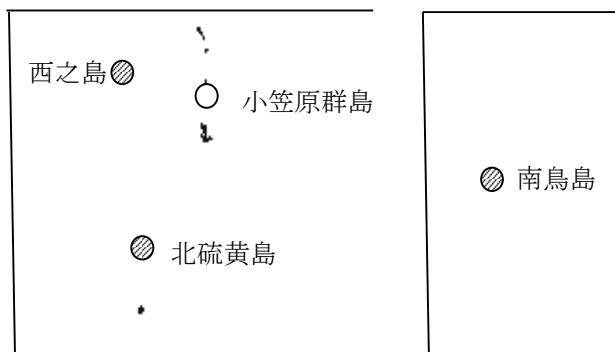
NO	類別	名称	面積(ha)			当初指定 年月日	存続期間	所在地
			鳥獣保護 区	特別保護 地区	特別保 護指定 区域			
1	大規模 生息地	大雪山	35,534			H 4. 3. 1	H 23.10. 1 ~ R13. 9.30	北海道
2		十和田	37,674	19,366		S 28.10.10	H 29.11. 1 ~ R9.10.31	青森県、秋田県
3		白神山地	17,157			H 16. 3. 1	H 25.11. 1 ~ R15.10.31	青森県、秋田県
4		浅間	29,503	1,733		S 26. 5. 1	R3.11. 1 ~ R13.10.31	群馬県、長野県
5		白山	38,061			S 44. 3.31	H30.11. 1 ~ R10.10.31	石川県、岐阜県
6		大台山系	18,572	1,403		S 47.11. 1	H 24.11. 1 ~ R14.10.31	三重県、奈良県
7		剣山山系	11,817	1,200		S 44.11. 1	H 21.11. 1 ~ R11.10.31	徳島県、高知県
8		大山	5,156	2,266		S 32.12. 1	H 29.11. 1 ~ R9.10.31	鳥取県
9		石鎚山系	10,858	802		S 52.11. 1	H 29.11. 1 ~ R19.10.31	愛媛県、高知県
10		霧島	11,433	1,936		S 53.11. 1	H 30.11. 1 ~ R10.10.31	宮崎県、鹿児島県
1	集団 渡来地	浜頓別クツチャロ湖	2,738	1,607		S 58. 3.31	R5. 3.31 ~ R25. 3.30	北海道
2		サロベツ	3,739	3,739		H 4. 3. 1	H 23.10. 1 ~ R13. 9.30	北海道
3		濤沸湖	2,023	1,120		H 4.10.16	H 24.10. 1 ~ R14. 9.30	北海道
4		野付半島・野付湾	6,146	6,053		H 17.11. 1	H 17.11. 1 ~ R7.10.31	北海道
5		風蓮湖	8,139	6,507		H 5. 7.24	H 25. 7.24 ~ R15. 7.23	北海道
6		厚岸・別寒辺牛・霧多布	13,064	9,039		H 5. 6. 1	H 24.10. 1 ~ R14. 9.30	北海道
7		宮島沼	41	41		H 14.11. 1	R4.11.1 ~ R24.10.31	北海道
8		ウトナイ湖	510	510		S 57. 3.31	H 23.10. 1 ~ R13. 9.30	北海道
9		小湊	4,727			S 46.11. 1	R3.11. 1 ~ R23.10.31	青森県
10		伊豆沼	1,413	903		S 57.11. 1	R4.11.1 ~ R24.10.31	宮城県
11		仙台海浜	7,596	213		S 62. 4. 1	H19.4.1 ~ R9. 3.31	宮城県
12		蕪栗沼・周辺水田	3,061	423		H 17.11. 1	H 27.11. 1 ~ R17.10.31	宮城県
13		化女沼	78	34		H 20. 8. 1	H 29.11. 1 ~ R19.10.31	宮城県
14		最上川河口	1,537			H 17.11. 1	H 27.11. 1 ~ R17.10.31	山形県
15		大山上池・下池	39	39		H 20.10.21	H 20.10.21 ~ R9.10.21	山形県
16		福島潟	231			S 49.11. 1	H 26.11. 1 ~ R16.10.31	新潟県
17		瓢湖	281	24		H 17.11. 1	H 27.11. 1 ~ R17.10.31	新潟県
18		佐潟	251			S 56. 3.31	H 22.11. 1 ~ R12.10.31	新潟県
19		涸沼	2,072	935		H 26.11. 1	H 26.11. 1 ~ R16.10.31	茨城県
20		渡良瀬遊水地	2,861			H 24. 6. 1	H 24. 6. 1 ~ R13.10.31	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県
21		葛西沖三枚洲	380	367		H30.10.17	H30.10.17 R20.10.16	東京都
22		谷津	41	40		S 63.11. 1	H 20.11. 1 ~ R10.10.31	千葉県
23		片野鴨池	10	10		H 5.11. 1	R5.11.1 ~ R25.10.31	石川県
24		藤前干潟	770	323		H 14.11. 1	H24.11.1 ~ R14.10.31	愛知県
25		浜甲子園	30	12		S 53.11. 1	H 30.11. 1 ~ R20.10.31	兵庫県
26		中海	8,682	7,947		S 49.11. 1	H 26.11. 1 ~ R6.10.31	鳥取県、島根県
27		宍道湖	7,899	7,688		H 17.11. 1	H 27.11. 1 ~ R7.10.31	島根県
28		和白干潟・多々良川河口	291			H 15.11. 1	R5.11.1 ~ R25.10.31	福岡県
29		東よか干潟	239	218		H 27.5. 1	H 27.5. 1 ~ R16.10.31	佐賀県
30		肥前鹿島干潟	67	57		H 27.5. 1	H 27.5. 1 ~ R16.10.31	佐賀県
31		荒尾干潟	1,823	754		H 24. 6. 1	H 24. 6. 1 ~ R13.10.31	熊本県
32		出水・高尾野	867	453		S 62.11. 1	H 29.11. 1 ~ R9.10.31	鹿児島県
33		屋我地	3,217	1,001		S 51.11. 1	H 28.11. 1 ~ R8.10.31	沖縄県
34		漫湖	174	58		S 52.11. 1	H 19.11. 1 ~ R9.10.31	沖縄県
35		与那覇湾	1,366	704		H 23.11. 1	H 23.11. 1 ~ R13.10.31	沖縄県
36		池間	282			H 23.11. 1	H 23.11. 1 ~ R13.10.31	沖縄県

NO	類別	名称	面積(ha)			当初指定 年月日	存続期間	所在地
			鳥獣保護 区	特別保護 地区	特別保 護指定 区域			
1	集団繁殖地	天売島	551	117		S 57. 3.31	H 23.10. 1 ~ R13. 9.30	北海道
2		ユルリ・モユルリ	199	31		S 57. 3.31	H 23.10. 1 ~ R13. 9.30	北海道
3		大黒島	107	107		S 47.11. 1	H 24.10. 1 ~ R14. 9.30	北海道
4		日出島	8	8		S 57.11. 1	R4.11.1 ~ R24.10.31	岩手県
5		三貫島	30	30		S 56.11. 1	R3.11. 1 ~ R23.10.31	岩手県
6		祇苗島	593	12		H 22.11. 1	H 22.11. 1 ~ R12.10.31	東京都
7		大野原島	546	8		H 22.11. 1	H 22.11. 1 ~ R12.10.31	東京都
8		西之島	29	29		H 20. 8. 1	H20.8.1 ~ R9.10.31	東京都
9		北硫黄島	860	557		H 21.11. 1	H 21.11. 1 ~ R11.10.31	東京都
10		南島島	395			H 21.11. 1	H 21.11. 1 ~ R11.10.31	東京都
11		七ツ島	24	24		S 48.11. 1	R5.11.1 ~ R25.10.31	石川県
12		紀伊長島	6,131	71		S 44.11. 1	H 21.11. 1 ~ R11.10.31	三重県
13		冠島・沓島	1,300	44		H 22.11. 1	H 22.11. 1 ~ R12.10.31	京都府
14		沖ノ島	94	93		S 59. 3.31	R5.11.1 ~ R25.10.31	福岡県
15		男女群島	416	416		S 48.11. 1	H 25.11. 1 ~ R15.10.31	長崎県
16		草垣島	18	18		S 48.11. 1	R5.11.1 ~ R25.10.31	鹿児島県
17		枇榔島	482	4		H 22.11. 1	H 22.11. 1 ~ R12.10.31	宮崎県
18		仲の神島	18	18		S 56. 3.31	H 30.11. 1 ~ R20.10.31	沖縄県
1	希少鳥獣生息地	知床	44,011	23,736	1,169	S 57. 3.31	R3.11. 1 ~ R23.10.31	北海道
2		釧路湿原	17,241	9,829		S 33.11. 1	H 30.11. 1 ~ R20.10.31	北海道
3		下北西部	4,914	1,068		S 59.11. 1	H 26.11. 1 ~ R16.10.31	青森県
4		仏沼	737	222		H 17.11. 1	H 27.11. 1 ~ R17.10.31	青森県
5		大湯草原	150	48		S 52. 3.31	H 29.11. 1 ~ R19.10.31	秋田県
6		森吉山	6,598	1,573		S 48.11. 1	H 25.11. 1 ~ R15.10.31	秋田県
7		大鳥朝日	38,285	8,611		S 59.11. 1	H 26.11. 1 ~ R6.10.31	山形県、新潟県
8		鳥島	479			S 29.11. 1	H 26.11. 1 ~ R16.10.31	東京都
9		小笠原群島	20,065	1,377	3	S 55. 3.31	R1.11. 1 ~ R21.10.31	東京都
10		小佐渡東部	12,919	735		S 57. 3.31	H 30.11. 1 ~ R10.10.31	新潟県
11		北アルプス	109,989	25,350		S 59.11. 1	H 26.11. 1 ~ R6.10.31	富山県、長野県 岐阜県
12		円山川下流域	1,084	361		H 24. 6. 1	H 24. 6. 1 ~ R13.10.31	兵庫県
13		伊奈	1,173			H 1.11. 1	H 21.11. 1 ~ R11.10.31	長崎県
14		舟志ノ内	340	340		H 27. 3. 24	H 27. 3.24 ~ R16.10.31	長崎県
15		湯湾岳	320	103		S 40.11. 1	H 17.11. 1 ~ R7.10.31	鹿児島県
16		名蔵アンパル	1,147	154		H 15.11. 1	R5.11.1 ~ R25.10.31	沖縄県
17		やんばる(安田)	1,279	220		H 21.11. 1	H 21.11. 1 ~ R11.10.31	沖縄県
18		やんばる(安波)	465			H 21.11. 1	H 21.11. 1 ~ R11.10.31	沖縄県
19		大東諸島	4,251	234		H 16.11. 1	H 16.11. 1 ~ R6.10.31	沖縄県
20		与那国	1,040	63		S 56. 3.31	H 22.11. 1 ~ R12.10.31	沖縄県
21		西表	10,218	9,999		H 4. 3. 1	H 23.11. 1 ~ R13.10.31	沖縄県
86		合計	590,956	165,135	1,172			

国指定鳥獣保護区的位置図（令和元年11月11日）



凡 例	
●	大規模生息地
◐	集団渡来地
◑	集団繁殖地
○	希少鳥獣生息地



第 13 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書

令和4年4月 1 日から

5 年間

令和9年3月31日まで

愛 媛 県

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては、次の保護区の区分に従い、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進めるものとする。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所を特別保護地区に指定するよう努めるものとする。なお、特別保護地区の指定にあたり、指定期間は鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等が禁止された区域に囲まれるよう配慮し、その特別保護地区の保護に関する指針について明確に示すものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定した鳥獣保護区の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、その保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場またはねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致または鳥獣の保護思想の普及啓発の上で必要と認められる区域について指定するよう努めるものとする。

8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分		特別保護 地区指定 の目標	既指定 特別保護 地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
					4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	16	9	箇 所		2	2	2	2	8						
	面積	708	1,246	変動面積		572	146	114	147	979						
大規模生息地	箇所			箇 所												
	面積			変動面積												
集団渡来地	箇所		1	箇 所												
	面積		74	変動面積												
集団繁殖地	箇所			箇 所												
	面積			変動面積												
希少鳥獣生息地	箇所			箇 所												
	面積			変動面積												
生息地回廊	箇所			箇 所												
	面積			変動面積												
身近な鳥獣生息地	箇所			箇 所												
	面積			変動面積												
計	箇所	16	10	箇 所		2	2	2	2	8						
	面積	708	1,319	変動面積		572	146	114	147	979						

区 分		本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除または期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)						計画期間 の増△減*	計画終了時の 特別保護地区**
		4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所								2	2	2	2	8		9
	面積								572	146	114	147	979		1,246
大規模生息地	箇所														
	面積														
集団渡来地	箇所														1
	面積														74
集団繁殖地	箇所														
	面積														
希少鳥獣生息地	箇所														
	面積														
生息地回廊	箇所														
	面積														
身近な鳥獣生息地	箇所														
	面積														
計	箇所								2	2	2	2	8		10
	面積								572	146	114	147	979		1,319

(面積：ha)

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(注) 森林鳥獣生息地の「特別保護地区指定の目標」

箇所＝本計画終了時の鳥獣保護区数31箇所×1/2≒16箇所、面積＝指定するそれぞれの鳥獣保護区の面積（14,169ha×1/2）×1/10以上≒708ha

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	
令和5年度	森林鳥獣生息地	滑床成川 鳥獣保護区	1,921	令和5年11月1日から	377	令和5年11月1日から		令和5年11月1日から	再指定
	〃	黒瀬ダム 〃	267	令和15年10月31日まで	195	令和15年10月31日まで	135	令和15年10月31日まで	〃
計		2箇所	2,188		572		135		
令和6年度	森林鳥獣生息地	佐礼谷 鳥獣保護区	300	令和6年11月1日から	20	令和6年11月1日から			再指定
	〃	三島嶺南 〃	1,040	令和16年10月31日まで	126	令和16年10月31日まで			〃
計		2箇所	1,340		146				
令和7年度	森林鳥獣生息地	亀谷 鳥獣保護区	231	令和7年11月1日から	40	令和7年11月1日から			再指定
	集団渡来地	玉川ダム 〃	94	令和17年10月31日まで	74	令和17年10月31日まで			〃
計		2箇所	305		114				
令和8年度	森林鳥獣生息地	奥之院 鳥獣保護区	430	令和8年11月1日から	103	令和8年11月1日から			再指定
	〃	岩屋寺 〃	400	令和18年10月31日まで	44	令和18年10月31日まで			〃
計		2箇所	830		147				
合 計		8箇所	4,663		979		135		

3 休猟区の指定

(1) 方針

鳥獣保護区、公道、人家が密集した場所等を除き、県内全域が狩猟可能地域であるが、狩猟鳥獣の生息数の維持と狩猟の持続のためには、地域によって一時的に狩猟を禁止し、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要があることから、昭和38年度から休猟区指定を開始し、以後、県内可猟地域面積のおおむね3分の1が常時休猟区となるよう目標を定めて指定するとともに、人工増殖キジの放鳥を行うなど、狩猟鳥獣の生息数の維持に努めてきたところである。

しかしながら、近年は特定鳥獣による農林水産業等への被害が増加していることから、令和2年度以降は、新規休猟区の指定は、原則として行わないものとしている。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区が鳥獣の保護を図る場所としての機能を発揮できるよう必要な施設を設置するとともに、調査、巡視等により引き続き適切な管理に努めるものとする。

施設については、各鳥獣保護区に制札、案内板を設置し、広く一般に周知するとともに、身近な鳥獣生息地の保護区などにおいては、必要に応じ採餌、営巣等のための環境整備、鳥獣とのふれあいや環境教育の場として観察等利用施設の整備を図るものとする。

諮 問 事 項

- 1 亀谷鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- 2 玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 亀谷鳥獣保護区特別保護地区の指定について

本年 10 月 31 日をもって 10 年間の指定期間が終了する「亀谷鳥獣保護区特別保護地区」について、第 13 次鳥獣保護管理事業計画（令和 4 年度～令和 8 年度の 5 か年間）に基づき、引き続き指定しようとするものである。

項目	指定（案）	現行
所在地	喜多郡内子町	同左
区域	喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点(901.0 メートル)を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に同稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に 280 メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同左
面積	40 ha	同左
指定区分	森林鳥獣生息地	同左
概要	比較的温暖で、緩やかな地形から成る奥山の静謐な環境は森林性の鳥類等、多様な生物の生息場所となっている。林床には、クサイチゴ、フユイチゴが生育し、スギ、ヒノキ人工林が多いがケクロモジ、コシアブラ、タラノキ、イタヤカエデ、アカマツ、カラマツ等が点在しており、日浦嶺の内子側にまとまった天然林がある。スギ、ヒノキ人工林は手入れが行き届き、林床に植生が多い。 （生息状況） 鳥類：ヤマドリ、キジバト、ノスリ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、ミソサザイ、キバシリ、シロハラ、ルリビタキ、ジョウビタキ、スズメ、キセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、カワラヒワ、ホオジロ 獣類：ノウサギ、イノシシ、キツネ、テン、タヌキ、ハクビシン、ムササビ、リス	比較的温暖で、緩やかな地形から成る奥山の静謐な環境は森林性の鳥類等、多様な生物の生息場所となっている。 植生は、スギ植林が多いが、アカマツ林とイヌシデ、クリ、シラカシ、カナクギノキなどの広葉樹林がまとまった面積で点在しており、保護区内の植物の種数は多い。 なお、一部に先駆的樹木で構成される遷移初期の低木林があり、今後、広葉樹高木林に発達することで生物多様性が増加することが期待される。 （生息状況） 鳥類：ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、フクロウ、オオアカゲラ、サンコウチョウ、アカハラ、ルリビタキ、キビタキ、オオルリ、カシラダカ、ミヤマホオジロ、アオジ、クロジ 獣類：ノウサギ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ムササビ、リス等
指定期間	令和 7 年 11 月 1 日～ 令和 17 年 10 月 31 日 （10 年間）	平成 27 年 11 月 1 日～ 令和 7 年 10 月 31 日 （10 年間）

亀谷鳥獣保護区特別保護地区

1/25,000

原町



凡 例

-  鳥獣保護区設定予定地域
-  特別保護地区予定地域
-  国有地
-  国立、国定、県立公園
-  自然環境保全地域

起点

稜線

稜線

日浦嶺

稜線

今生坂峠

作業道 日浦峰鼻高線

通称小田街道

鳥 獣 の 保 護 及 び 管 理 並 び に 狩 猟 の 適 正 化
に 関 す る 法 律 に よ る 公 聴 会 調 書

- 1 案 件 亀 谷 鳥 獣 保 護 区 特 別 鳥 獣 保 護 地 区 の 再 指 定
2 日 時 令 和 7 年 5 月 13 日 (火 曜 日)
3 場 所 内 子 町 役 場 内 子 分 庁 舎 3 階 大 会 議 室
4 出 席 者 公 述 人 6 人 (別 紙 の と お り)
(う ち 1 名 欠 席)
県 職 員 3 人
町 職 員 2 人
傍 聴 人 0 人

5 経 過

- (1)開 会 午 前 1 0 時 0 0 分
(2)主 催 者 側 あ い さ つ 職 氏 名 肱 川 流 域 林 業 振 興 課
主 幹 井 手 紀 文
(3)関 係 法 令 説 明 職 氏 名 肱 川 流 域 林 業 振 興 課
担 当 係 長 二 宮 勇 一
(4)議 長 あ い さ つ 職 氏 名 肱 川 流 域 林 業 振 興 課
主 幹 井 手 紀 文
(5)公 述 人 の 意 見 陳 述 (別 紙 の と お り)
(6)傍 聴 人 の 発 言
(7)閉 会 午 前 1 1 時 3 0 分

6 結 果 の 要 約

・ はじめに関係法令及び亀谷鳥獣保護区特別鳥獣保護地区の概要を説明後、5名の公述人からご意見を聴取した。

○ 再 指 定 賛 成 側 の 意 見

- ・ 保護区及び特別保護地区においては、内子町有害鳥獣捕獲隊が捕獲に取り組んでいる。なお一層鳥獣保護政策を推進し、良好な鳥獣の生育環境を保全するため再指定を望む。
- ・ 適正な有害鳥獣捕獲許可し、一定の捕獲駆除ができているため、再指定されても問題は無い。

○ 再 指 定 反 対 側 の 意 見

- ・ 農作物への被害が多く発生している。また貴重な鳥獣もいないと思われるので、再指定する必要はない。
- ・ 地区内の地権者から既に2回の搬出間伐を実施し、材も大径化し今後皆伐をしたい意向があり、手続きにも時間がかかることから解除願いたい。

以上、相違ありません。

愛媛県南予地方局農林水産振興部

八幡浜支局肱川流域林業振興課

(公 聴 会 議 長) 主 幹 井 手 紀 文

(別 紙)

公述人名簿・陳述の概要

所属・役職 氏 名	意見の要旨		要望事項その他陳述の概要
	賛成	反対	
内子町長 小野植 正久	○		代理 農林振興課長 新田栄作 内子町有害鳥獣捕獲隊が特別鳥獣保護地区で捕獲に取り組んでおり、今後とも鳥獣保護対策を推進し、良好な鳥獣の生育環境保全していく。
内子町森林組合 代表理事組合長 岡田 志朗		○	代理 専務 大鍋直幸 以前にも解除要望をしていたが、今一度解除をお願いしたい。 理由として、地権者から、既に 2 回の搬出間伐を実施し、今後皆伐をしたい意向であり、皆伐許可を得るのに時間がかかる。 また、存続期間が 10 年間と長く地権者の同意形成や将来の管理に不安があり、早期に売買や所有権の移転をしたい。
J A えひめ中央南部 営農支援センター 小田分室 室長 上田 伸吾	○		鳥獣保護地区においても許可による有害鳥獣駆除での捕獲が実施されており、特段問題はない。
内山猟友会 小田支部長 松尾 陽一	○		有害鳥獣駆除の捕獲許可により捕獲が実施され駆除もできていることから問題はない。
上川自治会 会長 山本 幸一		○	自治会や部落役員会、各地区常会で解除を求める意見多数あり。 また特別鳥獣保護地区の最大の地権者から、木材が大径化してきており、間伐も 2 回実施し、今後は皆伐をしたいが、手続きも時間がかかることから解除願いたい。
中川自治会 会長 仲田 富恵		○	(欠席) 地区内の農作物の被害が多く発生しており、貴重な鳥獣もいないと思われるので再指定する必要はない。

※意見書を添付すること。

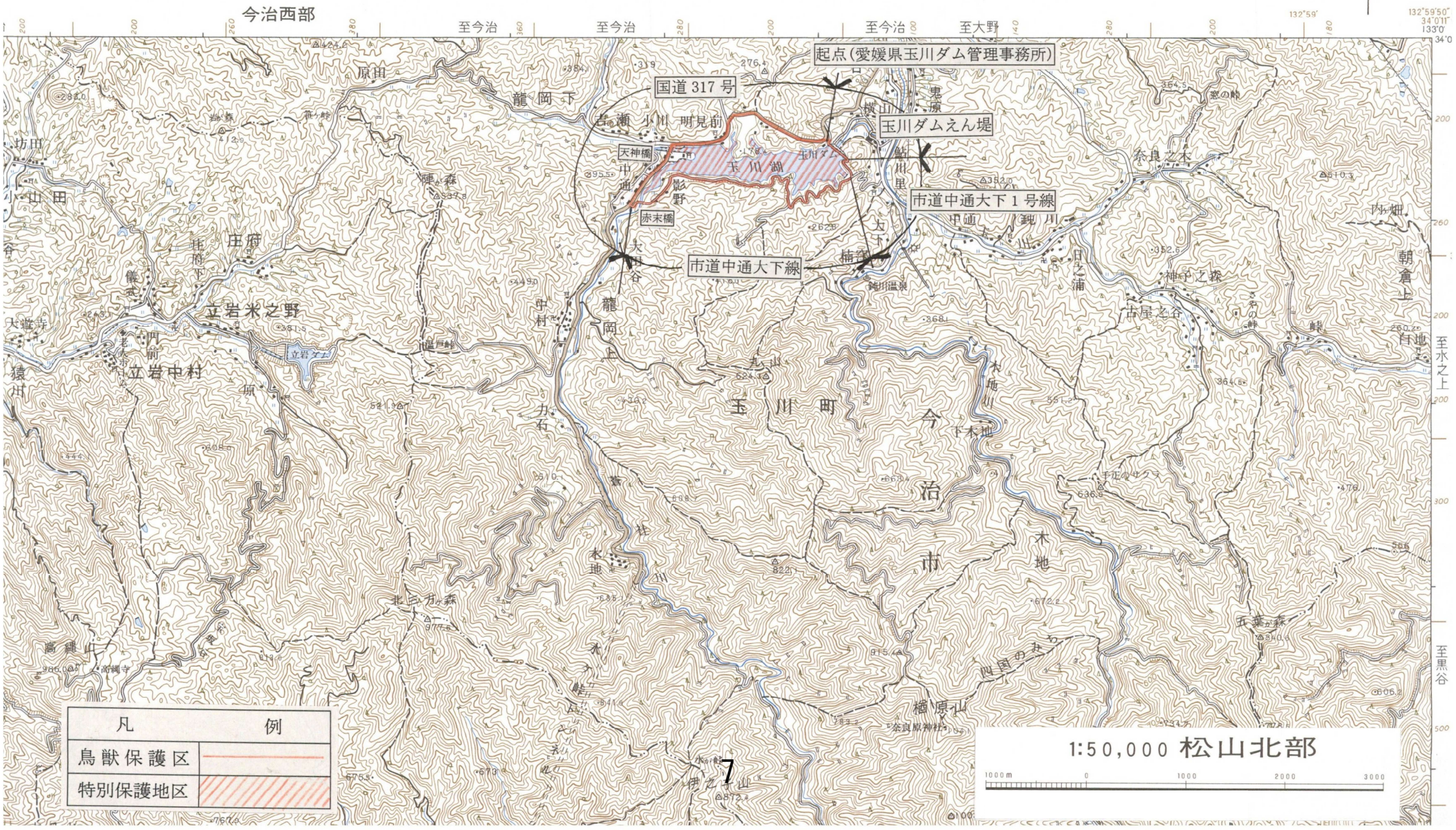
2 玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区の指定について

本年 10 月 31 日をもって 10 年間の指定期間が終了する「玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区」について、第 13 次鳥獣保護管理事業計画（令和 4 年度～令和 8 年度の 5 か年間）に基づき、引き続き指定しようとするものである。

項目	指定（案）	現行
所在地	今治市	同左
区域	玉川ダム鳥獣保護区（今治市玉川町龍岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下 1 号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て国道 317 号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域）のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位と陸地との接する線に囲まれた区域（湖水面）	同左
面積	74ha	同左
指定区分	集団渡来地	同左
概要	集団で渡来する渡り鳥が安全に採餌、休息、就峙できる場となっている。 湖畔にはキャンプ場や公園が整備され、年間を通じてレクリエーション等で訪れる人が多い。周囲の林層はクスギ、ナラ、その他広葉樹と 50 年生前後のスギ、ヒノキ人工林が見られ、近年、竹林も進入してきている。また、湖畔に整備された公園には、サクラやツツジが見られる。 （生息状況） 鳥類：オシドリ、マガモ、ホシハジロ、カルガモ、カイツブリ、カワウ、ミサゴ、カワセミ、キビタキ、コゲラ、リュウキュウサンショウクイ、カワラヒワ、ジョウビタキ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、ヒヨドリ、ツバメ、ウグイス、メジロ、セグロセキレイ、ソウシチョウ、コジュケイ	集団で渡来する渡り鳥が安全に採餌、休息、就峙できる場となっている。 （生息状況） マガモ、オシドリ、コガモなどの水鳥が冬鳥として渡来し越冬するほか、湖面にはカイツブリやカワセミが生息する。 （参考）保護区の鳥類生息状況 渡り鳥（マガモ、オシドリ、コガモ）の飛来数は近年減少傾向にあるが、ダム周辺の森林には、ヒヨドリ、メジロ、シジュウカラなどが繁殖し、冬季には、シロハラなどが越冬する。
指定期間	令和 7 年 11 月 1 日～ 令和 17 年 10 月 31 日 （10 年間）	平成 27 年 11 月 1 日～ 令和 7 年 10 月 31 日 （10 年間）

松山北部

玉川ダム鳥獣保護区(特別保護地区)位置図



鳥 獣 の 保 護 及 び 管 理 並 び に 狩 猟 の 適 正 化
に 関 す る 法 律 に よ る 公 聴 会 調 書

1 案 件 玉 川 ダ ム 鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区 の 指 定 に つ い て

2 日 時 令 和 7 年 5 月 27 日 10:00～

3 場 所 今 治 支 局 4 階 大 会 議 室

4 出 席 者 公 述 人 4 人 (別 紙 の と お り)
県 職 員 7 人
傍 聴 人 0 人

5 経 過

(1)開 会 午 前 10 時 00 分

(2)主 催 者 側 あ い さ つ 職 氏 名 課 長 西 原 寿 明

(3)関 係 法 令 説 明 職 氏 名 担 当 係 長 武 村 俊 治

(4)議 長 あ い さ つ 職 氏 名 課 長 西 原 寿 明

(5)公 述 人 の 意 見 陳 述 (別 紙 の と お り)

(6)傍 聴 人 の 発 言 な し

(7)閉 会 午 前 10 時 30 分

6 結 果 の 要 約

特 別 保 護 地 区 の 指 定 に つ い て 全 員 の 賛 成 を 得 た 。

東 予 地 方 局 森 林 林 業 課 長 西 原 寿 明

(別 紙)

公述人名簿・陳述の概要

所属・役職 氏 名	意見の要旨		要望事項その他陳述の概要
	賛成	反対	
今治市長 徳永 繁樹	○		代理 農林水産課 菊川昌輝 意見なし
今治市教育長 小澤 和樹	○		代理 学校教育課 村上才一 意見なし
越智今治森林組合 代表理事組合長 羽藤 俊一	○		(欠席) 意見なし
蒼社川漁業協同組合 代表理事組合長 山口 洋三	○		(欠席) 意見なし
愛媛県猟友会 今治支部長 飯野 俊廣	○		玉川ダム湖と周辺の環境は今治市民の財産 であり、関係法令により保全されることが 望ましい。
妙見前総代団体役員 羽藤 俊一	○		(欠席) 意見なし
玉川ダム管理事務所 所長 岡村 英樹	○		意見なし

※意見書を添付すること。

亀谷鳥獣保護区特別保護地区 植生図

出典：「第 6・7 回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境省生物多様性センター）
 調査期間（第 6 回平成 11 年～平成 24 年・第 7 回平成 25 年～調査中）



凡例 (調査年)

スギ・ヒノキ・サワラ植林 (2020)

コナラ群落 (2020)

クヌギ植林 (2020)

伐採跡地群落 (2020)

アカマツ群落 (2020)

アカメガシワ・カラスザンショウ群落 (2020)

玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区 植生図

出典：「第6・7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境省生物多様性センター）
調査期間（第6回平成11年～平成24年・第7回平成25年～調査中）



凡例（調査年）

- | | | |
|---------------|-------------------------|----------------|
| 開放水域（2009） | スギ・ヒノキ・サワラ植林（2009） | シイ・カシ二次林（2009） |
| コナラ群落（2009） | アカメガシワ・カラスザンショウ群落（2009） | 竹林（2009） |
| 緑の多い住宅地（2009） | 路傍・空地雑草群落（2009） | クズ群落（2009） |
| 水田雑草群落（2009） | 伐採跡地群落（2009） | ヨシクラス（2009） |
| | | アカマツ群落（2009） |

令和 6 年度鳥獣保護区期間更新予定地鳥類生息状況調査事業

令和 7 年 1 月
(特非) 西条自然学校

亀谷鳥獣保護区

1. 生息環境

亀谷鳥獣保護区は小田川に隣接した人家や耕作地から、日浦嶺に至る山域まで幅広い環境が存在する。森林はスギ・ヒノキ林が多く、林道、作業道が整備され、林業が盛んに行われている。

2. 生息鳥類の状況

保護区内の環境を反映し、森林から開けた環境に生息する種まで幅広く生息していた。森林性の種類では、ヤマドリ、キバシリ（DD）が確認された。ルリビタキ（VU）、ビンズイ（VU）は越冬期の確認であり、愛媛県内では標高 1700m以上の地域で繁殖するため、当保護区内では繁殖は行っていないと考えられる。

3. 問題点

なし

4. 鳥類の保護に必要な対策

なし

5. その他

特別保護区の表示が確認できなかった。

生息鳥類の一覧(亀谷)

No.	種名	学名	レッドリスト(愛媛県)	レッドリスト(環境省)
1	ヤマドリ	<i>Symaticus soemmerringii</i>		
2	キジバト	<i>Streptopelia orientalis</i>		
3	ノスリ	<i>Buteo japonicus</i>	DD	
4	モズ	<i>Lanius bucephalus</i>		
5	カケス	<i>Garrulus glandarius</i>		
6	ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>		
7	ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>		
8	ヒガラ	<i>Periparus ater</i>		
9	シジュウカラ	<i>Parus cinereus</i>		
10	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>		
11	ウグイス	<i>Horornis diphone</i>		
12	メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>		
13	ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>		
14	キバシリ	<i>Certhia familiaris</i>	DD	
15	シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>		
16	ルリビタキ	<i>Tarsiger cyanurus</i>	VU	
17	ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus</i>		
18	スズメ	<i>Passer montanus</i>		
19	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea</i>		
20	セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>		
21	ビンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>	VU	
22	カワラヒワ	<i>Chloris sinica</i>		
23	ホオジロ	<i>Emberiza cioides</i>		

玉川ダム鳥獣保護区

1. 生息環境

玉川ダム保護区には玉川ダム湖面と周辺の二次林、スギ・ヒノキ人工林が含まれる。

2. 生息鳥類の状況

カモ類の数は少ないが、オシドリ、マガモ、ホシハジロ、カルガモが確認された、その他水辺に生息するカイツブリ、カワウ、ミサゴ、カワセミが確認された。森林に生息するキビタキ、コゲラや開けた環境に生息するカワラヒワ、ジョウビタキなども確認された。

3. 問題点

ブラックバス釣りのボートが複数みられた。

4. 鳥類の保護に必要な対策

なし

5. その他

ダム沿いに大規模な太陽光発電施設が建設されていた。

生息鳥類の一覧(玉川ダム)

No.	種名	学名	レッドリスト(愛媛県)	レッドリスト(環境省)
1	オシドリ	<i>Aix galericulata</i>		
2	カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>		
3	マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>		
4	ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>		
5	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>		
6	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>		
7	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	NT	NT
8	カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>		
9	コゲラ	<i>Yungipicus kizuki</i>		
10	リュウキュウサンショウクイ	<i>Pericrocotus tegimae</i>		
11	ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>		
12	ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>		
13	ヤマガラ	<i>Sittiparus varius</i>		
14	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>		
15	ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>		
16	ウグイス	<i>Horornis diphone</i>		
17	メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>		
18	キビタキ	<i>Ficedula narcissina</i>		
19	ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus</i>		
20	セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>		
21	カワラヒワ	<i>Chloris sinica</i>		

外来種

1	ソウシチョウ	<i>Leiothrix lutea</i>		
2	コジュケイ	<i>Bambusicola thoracicus</i>		

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成14年7月12日号外法律第88号)

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

(基本指針)

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(鳥獣保護管理事業計画)

第四条

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条

4 都道府県知事は、第二項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。

(指定猟法禁止区域)

第十五条

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

1 3 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

1 4 前項の標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。

(鳥獣保護区)

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域

二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域

2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護

- 区の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（変更にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するときに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
 - 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日（都道府県知事にあっては、その定めるおおむね十四日の期間）を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 5 前項の規定による公告があつたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。
 - 6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、環境大臣にあっては公聴会を開催するものとし、都道府県知事にあっては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。
 - 8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
 - 9 第二項並びに第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあっては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
 - 10 第十二条第四項の規定は第八項の規定により都道府県知事が行う鳥獣保護区の指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第八項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第十項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
 - 11 鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌（じ）等の施設を設けることを拒んではならない。

(鳥獣保護区における保全事業)

第二十八条の二 国又は都道府県は、鳥獣保護区における鳥獣の生息の状況に照らして必要があると認めるときは、国にあっては前条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)において、都道府県にあっては同項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。)において、保全事業(鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための鳥獣の繁殖施設の設置その他の事業であつて環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)を実施するものとする。

- 2 環境大臣以外の国の機関は、国指定鳥獣保護区における保全事業を実施しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、次に掲げる場合にあっては環境大臣に協議してその同意を得、それ以外の場合にあっては環境大臣に協議して、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部を実施することができる。
 - 一 当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 二 当該保全事業として第九条第一項第三号の環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
- 4 都道府県以外の地方公共団体は、前項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては都道府県知事に協議してその同意を得、それ以外の場合にあっては都道府県知事に協議して、都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を実施することができる。
- 5 都道府県が第一項の規定による保全事業を実施する場合において第三項各号に掲げる場合に該当するとき又は都道府県知事が前項の規定により保全事業について同意をしようとする場合は、都道府県又は都道府県知事は、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 第一項、第三項及び第四項の規定により保全事業として実施する行為については、第八条、第十六条第一項及び第二項並びに次条第七項の規定は、適用しない。

(特別保護地区)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

- 2 特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内において環境大臣又は都道府県知事が定める期間とする。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更(特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更(第四条第四項の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更(同条第三項から第六項までの場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について準用する。この場合において、第十二条第四項中「環境大臣

に届け出なければ」とあるのは「特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合にあっては環境大臣に届け出、これら以外の場合にあっては環境大臣に協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

- 5 第十二条第四項の規定は第三項の規定により都道府県知事が行う指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第五項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
- 6 環境大臣は、第四項の規定により読み替えて準用する第十二条第四項の規定による協議を受けた場合（第一項の規定による指定の変更の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張するときに限る。）は、農林水産大臣に協議しなければならない。
- 7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。
 - 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 三 木竹を伐採すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。
- 8 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区にあっては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事にそれぞれ許可の申請をしなければならない。
- 9 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。
 - 一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。

（措置命令等）

第三十条 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、特別保護地区の区域内において前条

第七項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

- 2 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認めるときは、前条第七項の規定に違反した者若しくは同条第十項の規定により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図るために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 4 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（実地調査）

第三十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十八条第一項又は第二十九条第一項若しくは第七項第四号の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（損失の補償）

第三十二条 国は国指定鳥獣保護区について、都道府県知事は都道府県指定鳥獣保護区について、第二十八条第十一項の規定により施設を設置されたため、第二十九条第七項の許可を受けることができないため、又は同条第十項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

- 2 前項の補償を受けようとする者は、環境大臣又は都道府県知事にその請求をしなければならない。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を

経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

5 前項の訴えにおいては、国又は都道府県を被告とする。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

五 第十五条第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第五項若しくは第六項、第二十七条、第二十九条第七項又は第三十五条第三項の規定に違反した者

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第六項、第二十四条第四項、第二十九条第十項又は第三十五条第七項の規定により付された条件に違反した者

四 第二十八条第十一項又は第七十四条第一項の規定に違反した者

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令
(平成14年12月20日号外政令第391号)

最終改正：令和7年7月11日政令第255号

(特別保護地区の区域内における許可を要する行為)

第二条 法第二十九条第七項第四号の政令で定める行為は、次に掲げる行為であつて、環境大臣(都道府県知事が指定する特別保護地区にあつては、都道府県知事)が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内において行うもの(道路、広場その他の公共の場所において行うものを除く。)とする。

- 一 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、落葉若しくは落枝を採取し、動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること(農林漁業を営むために行うものを除く。)
- 二 火入れ又はたき火をすること。
- 三 車馬を使用すること。
- 四 動力船を使用すること(漁業又は船舶運航の事業を営むために行うものを除く。)
- 五 犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること。
- 六 撮影、録画若しくは録音をし、又は鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれがある方法として環境大臣が定める方法により動植物を観察すること。
- 七 球具その他の器具を使用して、野外スポーツ又は野外レクリエーションをすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
(平成14年12月26日号外環境省令第28号)

最終改正：令和7年7月11日環境省令第21号

(特別保護指定区域及び指定期間の指定等の公示)

第三十六条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十九条第七項第四号の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する区域（以下「特別保護指定区域」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号。以下「令」という。）第二条の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する期間（以下「指定期間」という。）を指定したときはその区域及び期間を、当該指定を変更したときは当該変更に係る区域又は期間を、当該指定を解除したときはその旨を公示するものとする。

(特別保護指定区域の標識設置)

第三十七条 環境大臣又は都道府県知事は、特別保護指定区域及び指定期間を指定をしたときは、当該特別保護指定区域の区域内にこれらを表示する標識を設置しなければならない。

2 前項の標識は、様式第十のとおりとする。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、様式第十の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則
(平成15年4月15日規則第43号)

最終改正：令和5年3月24日規則第7号

(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)

第5条 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- (2) 単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- (3) 次に掲げる工作物の設置

ア 住宅及びこれに附属する工作物

イ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑

ウ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎

エ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設

オ その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所

カ その高さが5メートル以内の展望台

キ その延長が500メートル以内の歩道

ク その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設

ケ その面積が15平方メートル以内の公衆便所

コ その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工作物

サ 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物

シ その延長が500メートル以内の道路（軌道を含む。）の改修のための工作物

ス 自然木を利用した仮設軽索道

セ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの

- (4) 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為

ア 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置（前3号に掲げるもの及び法第29条第7項の規定による許可を受けて施行するものに限る。）を施行するために必要な行為

イ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為

ウ 河川法（昭和39年法律第167号）による河川の管理又は砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の海岸保全区域の管理として行う行為

エ 測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量若しくは同法第5条に規定する公共測量又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第6条に規定する水路測量を行うために必要な行為

オ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為

カ 海上保安庁が行う海上における法令の励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務に必要な行為

キ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備、放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放

- 送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備の管理に必要な行為
- ク 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に定める機関をいう。ケにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為
- ケ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は一般社団法人若しくは一般財団法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- コ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の保安林の通常管理行為又は同法第41条第3項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為
- サ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為
- シ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為
- ス 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

鳥獣行政を取り扱っている愛媛県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話
県 民 環 境 部 環 境 局 (自然保護課)	松山市一番町四丁目4番地2	(089)912-2365(直)
東 予 地 方 局 (森林林業課)	西条市内原町池田1611番地	(0898)68-7438(直)
中 予 地 方 局 (森林林業課)	四国中央市三島町四丁目6番55号	(0896)23-2393(直)
南 予 地 方 局 (森林林業課)	今治市旭町一丁目4番地9	(0898)25-2193(直)
中 予 地 方 局 (森林林業課)	松山市北持田町132番地	(089)909-8767(直)
南 予 地 方 局 (森林林業課)	上野内郡久高町久万190番地1	(0892)21-1265(直)
南 予 地 方 局 (森林林業課)	八幡浜市北浜一丁目3番37号	(0894)22-2031(直)
南 予 地 方 局 (森林林業課)	大洲市田口甲425番地1	(0893)24-4131(直)
南 予 地 方 局 (森林林業課)	宇和島市天神町7番1号	(0895)22-3163(直)
南 予 地 方 局 (森林林業課)	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	(0895)72-0931(直)

国有林に関する問い合わせ先

機 関 名	所 在 地	電 話
愛 媛 森 林 管 理 署	松山市朝美二丁目6番32号	(089)924-0550(直)

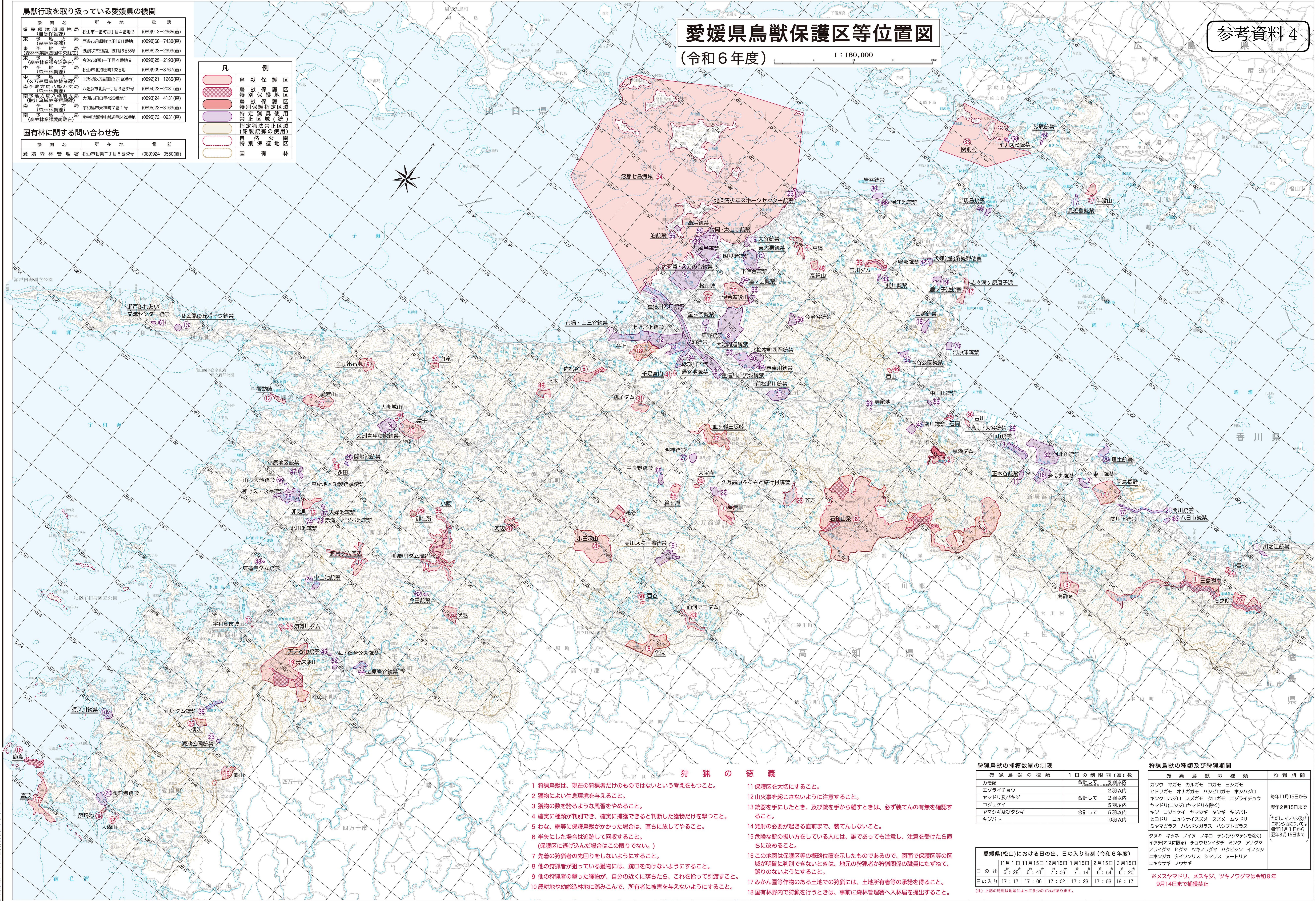
凡	例
	鳥 獣 保 護 区
	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区
	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 指 定 区 域
	指 定 猟 法 禁 止 区 域 (鉛製銃弾の使用)
	自 然 公 園
	特 別 保 護 地 区
	国 有 林

愛媛県鳥獣保護区等位置図

(令和6年度)

1 : 160,000

参考資料 4



狩 猟 の 徳 義

- 1 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
- 2 獲物により生息環境を与えること。
- 3 獲物の数を誇るような風習をやめること。
- 4 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
- 5 わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、直ちに放してやること。
- 6 半矢にした場合は追跡して回収すること。
(保護区に逃げ込んだ場合はこの限りでない。)
- 7 先着の狩猟者の先回りをしないようにすること。
- 8 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
- 9 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
- 10 農耕地や幼齢造林地に踏みこんで、所有者に被害を与えないようにすること。
- 11 保護区を大切にすること。
- 12 山火事を起こさないように注意すること。
- 13 銃器を手にしたとき、及び銃を手から離すときは、必ず装てんの有無を確認すること。
- 14 発射の必要が起きる直前まで、装てんしないこと。
- 15 危険な銃の扱い方をしている人には、誰であっても注意し、注意を受けたら直ちに改めること。
- 16 この地図は保護区等の概略位置を示したものであるので、図面で保護区等の区域が明確に判別できないときは、地元の狩猟者が狩猟関係の職員にたずねて、誤りのないようにすること。
- 17 みかん園等作物のある土地での狩猟には、土地所有者等の承諾を得ること。
- 18 国有林野内で狩猟を行うときは、事前に森林管理署へ入林届を提出すること。

狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	1 日 の 制 限 羽 (頭) 数
カモ類	合計して 5 羽以内 (雄鳥は雄鳥一羽、雌鳥は雌鳥一羽)
エゾライチョウ	2 羽以内
ヤマドリ及びキジ	合計して 2 羽以内
コジユクエ	5 羽以内
ヤマシギ及びタシギ	合計して 5 羽以内
キジバト	10 羽以内

狩猟鳥獣の種類及び狩猟期間

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	狩 猟 期 間
カワウ マガモ カルガモ コガモ ヨシガモ ヒドリガモ オナガガモ ハシロガモ ホシハシロ キンクロハシロ スズガモ クロガモ エゾライチョウ ヤマドリ(コシシロヤマドリを除く) キジ コジユクエ ヤマシギ タシギ キジバト ヒヨドリ ニコウナイスズメ スズメ ムクドリ ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	毎年11月15日から 翌年2月15日まで ただし、イノシシ及び ニホンジカについては 毎年11月1日から 翌年3月15日まで
タヌキ キツネ ノリス ノネコ テン(ツシマテンを除く) イタチ(オスに限る) チョウセンイタチ ミンク アナグマ アライグマ ヒグマ ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ニホンカ タイワンリス シマリス モートリア ユキウサギ ノウサギ	

※メスヤマドリ、メスキジ、ツキノワグマは令和9年
9月14日まで捕獲禁止

愛媛県(松山)における日の出、日の入り時刻 (令和6年度)						
	11月1日	11月15日	12月15日	1月15日	2月15日	3月15日
日の出	6:28	6:41	7:06	7:14	6:54	6:20
日の入り	17:17	17:06	17:02	17:23	17:53	18:17

(注) 上記の時刻は地域によって多少のずれがあります。

愛媛県指定亀谷鳥獣保護区特別保護地区

指定計画書

令和7年4月22日

愛 媛 県

1 指針

(1) 特別保護地区の名称

亀谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点(901.0メートル)を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に同稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

②特別保護地区の指定目的

亀谷鳥獣保護区のうち、喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との町境周辺の特によく良好な生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生育環境を保全する。

〔管理方針〕

定期的な巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

(上段：鳥獣保護区、下段特別保護地区)

2 3 1 h a

総面積 4 0 h a

内訳

ア 形態別内訳

林	野	2 2 3 h a	(既設 2 2 3 h a)
		4 0 h a	(既設 4 0 h a)
農	耕	7 h a	(既設 7 h a)
地		0 h a	(既設 0 h a)
水	面	0 h a	(既設 0 h a)
		0 h a	(既設 0 h a)
そ	の	1 h a	(既設 1 h a)
他		0 h a	(既設 0 h a)
〔干 拓 面 積〕		h a	(既設 h a)
		[] h a	(既設 h a)

干拓面積は水面の内数

イ 所有者別内訳

国 有 地	国 有 林	林 野 庁 所 管	制限林地		h a (既設	h a)
				保 安 林	h a (既設	h a)
				砂 防 林	h a (既設	h a)
				そ の 他	h a (既設	h a)
		普通林地			h a (既設	h a)
					h a (既設	h a)
		文部科学省所管			h a (既設	h a)
					h a (既設	h a)
		その他省庁			h a (既設	h a)
					h a (既設	h a)
	財務省所管				h a (既設	h a)
					h a (既設	h a)
		厚生労働省所管			h a (既設	h a)
					h a (既設	h a)
		国土交通省所管			h a (既設	h a)
					h a (既設	h a)
		海上保安庁			h a (既設	h a)
地団 方体 公所 共管	県有地				h a (既設	h a)
					h a (既設	h a)
	市町有地				h a (既設	h a)
					h a (既設	h a)
	財産区有地				h a (既設	h a)
					h a (既設	h a)
私 有 地	2 3 1 h a (既設				2 3 1 h a)	
	4 0 h a (既設				4 0 h a)	
公有水面	h a (既設				h a)	
	h a (既設				h a)	

ウ 面積増減の理由
増減なし

エ 他法令による規制区域

自然環境保全法による区域 (自然環境保全地域)	特 別 地 区	h a
	普 通 地 区	h a
自然公園法による区域 (公園)	特 別 保 護 地 区	h a
	特 別 地 域	h a
	普 通 地 域	h a
文化財保護法による区域 (渡来地)		h a

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

地域は南に面しており、比較的温暖である。

イ 地形、地質等

地形は緩やかである。

ウ 植物相の概要

林床には、クサイチゴ、フユイチゴが生育し、スギ、ヒノキ人工林が多いがケクロモジ、コシアブラ、タラノキ、イタヤカエデ、アカマツ、カラマツ等が点在しており、日浦嶺の内子側にまとまった天然林がある。スギ、ヒノキ人工林は手入れが行き届き、林床に植生が多い。

エ 動物相の概要

四国地方に生息する一般的な鳥獣類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類：ヤマドリ、キジバト、ノスリ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、ミソサザイ、キバシリ、シロハラ、ルリビタキ、ジョウビタキ、スズメ、キセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、カワラヒワ、ホオジロ

※丸印は愛媛県レッドデータブック掲載種

イ 獣類：ノウサギ、イノシシ、キツネ、テン、タヌキ、ハクビシン、ムササビ、リス

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

別紙のとおり

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 鳥獣保護区の指定及び維持に関する事項

- | | |
|-----------|-----|
| ① 鳥獣保護区制札 | 2 本 |
| ② 案内板 | 0 基 |

6 農業関係の土地利用状況

(1) 農業振興地域

面 積 (h a)				左のうち農振地域 (h a)			
鳥獣保護区		特別保護地区		鳥獣保護区		特別保護地区	
農 地	その他	農 地	その他	農 地	その他	農 地	その他
7	2 2 4	0	4 0	7	2 2 4	0	4 0

(2) 農業関係 施設実施状況調書

番号	事業名	地区名	受益面積	施工年度	指定区域に含まれる受益面積

(3) 面積内訳

項 目	面 積		農振地域		農用地区域	
	鳥獣保護区	特別保護地区	鳥獣保護区	特別保護地区	鳥獣保護区	特別保護地区
農 地	7	0	7	0	4	0
内 田	3	0	3	0	2	0
畑	4	0	4	0	2	0
樹園地	0	0	0	0	0	0
採草放牧地	0	0	0	0	0	0
山 林	2 2 3	4 0	2 2 3	4 0	0	0
原 野	0	0	0	0	0	0
湖 沼	0	0	0	0	0	0
河 川	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	0	0	0
計	2 3 1	4 0	2 3 1	4 0	4	0

(4) 農振の地域指定年月日

市町村名	指 定 年 月 日
(旧)小田町	昭和61年8月7日

(5) 農振の整備計画作成年月日

市町村名	作 成 年 月 日

(6) 農業関係施設の実施（計画）状況

図面 番号	事 業 名	受益面積	施工年度	指定予定面積に含 まれる受益面積	調査設置番号

7 調査結果及び所見

地域は南に面しており、比較的温暖で、地形は緩やかである。林相は比較的天然林が多くあり、野生鳥獣の生息に適している。

8 添付書類

- (1) 別紙「当該地域の農林水産物の被害状況」
- (2) 位置図（縮尺1/50,000及び1/5,000）
- (3) 地域の概況写真及び空中写真

別紙

当該地域の農林水産物の被害状況

1 被害状況

イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、カラスについては、町内全域において被害対策を実施しているが、依然として甚大な被害がある。

ニホンザル、ニホンジカについては、被害は正確に把握できてはいないが拡大傾向にある。

2 過去3か年間の有害鳥獣捕獲許可件数及び被害作物

年 度	鳥 獣	許可件数	被 害 作 物
令和 6 年度	イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、カラス、ニホンザル、ニホンジカ	3 6 4 件	水稻、果樹（柿、ぶどう他）、野菜
令和 5 年度	同上	3 7 3 件	水稻、果樹（柿、ぶどう他）、野菜
令和 4 年度	同上	3 7 2 件	水稻、果樹（柿、ぶどう他）、野菜

3 農林水業関係者との調整状況

特になし

亀谷鳥獣保護区特別保護地区

1/25,000

久万
原町



凡 例

-  鳥獣保護区設定予定地域
-  特別保護地区予定地域
-  国有地
-  国立、国定、県立公園
-  自然環境保全地域

馬之地山

起点

稜線

稜線

今生坂峠

稜線

作業道 日浦峰鼻高線

通称小田街道

亀谷鳥獣保護区特別保護地区



1:15000



愛媛県指定玉川ダム鳥獣保護区
特別保護地区

指定計画書

令和7年4月22日

愛媛県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

玉川ダム鳥獣保護区のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位と陸地との接する線に囲まれた区域

<参考：玉川ダム鳥獣保護区>

今治市玉川町龍岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで（10 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の特別保護地区

(5) 特別保護地区の指定目的及び管理方針

集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図る。

〔管理方針〕

集団で渡来する渡り鳥が安全に採餌、休息、就埒できる場となるよう管理する。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

（上段：鳥獣保護区、下段：特別保護地区）

総面積	鳥獣保護区：	9 4 ha
	特別保護地区：	7 4 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	1 0 ha	（既設	1 0 ha）
	ha	（既設	ha）
農耕地	3 ha	（既設	3 ha）
	ha	（既設	ha）
水 面	7 4 ha	（既設	7 4 ha）
	7 4 ha	（既設	7 4 ha）

うち干潟	ha	(既設	ha)
	ha	(既設	ha)
その他	7 ha	(既設	7 ha)
	ha	(既設	ha)

イ 所有者別内訳

国有地	国有林	林野庁所管	制限林	保安林	ha	(既設	ha)	
					ha	(既設	ha)	
				砂防指定地	ha	(既設	ha)	
				ha	(既設	ha)		
			その他	ha	(既設	ha)		
				ha	(既設	ha)		
		普通林	ha	(既設	ha)			
			ha	(既設	ha)			
		文部科学省所管	ha	(既設	ha)			
			ha	(既設	ha)			
			その他省庁所管	ha	(既設	ha)		
				ha	(既設	ha)		
その他省庁所管	ha	(既設	ha)					
	ha	(既設	ha)					
地方公共団体有地	県有地	ha	(既設	ha)				
		ha	(既設	ha)				
	市町有地	ha	(既設	ha)				
		ha	(既設	ha)				
	財産区有地	ha	(既設	ha)				
		ha	(既設	ha)				
私有地等				2 0	ha	(既設	2 0	ha)
					ha	(既設		ha)
公有水面				7 4	ha	(既設	7 4	ha)
				7 4	ha	(既設	7 4	ha)

ウ 面積増減の理由

エ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による区域 (自然環境保全地域)	特別地区	ha
	普通地区	ha
自然公園法による区域 (公園)	特別保護地区	ha
	特別地域	ha
	普通地域	ha
文化財保護法による区域 (渡来地)		ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

県都松山市と今治市を結ぶ国道 317 号に隣接し、今治市玉川町龍岡下地内にそのほとんどが含まれる。玉川ダムは、蒼社川をせき止めて昭和 46 年 3 月に完成し、その常時満水位標高である 155.8m にできる人工ダム水面を主体とした区域である。

湖畔にはキャンプ場や公園が整備され、年間を通じてレクリエーション等で訪れる人が多い。

イ 地形、地質等

谷地形に人工ダムを設置した水面である。

ウ 植物相の概要

周囲の林層はクスギ、ナラ、その他広葉樹と 50 年生前後のスギ、ヒノキ人工林が見られ、近年、竹林も進入してきている。また、湖畔に整備された公園には、サクラやツツジが見られる。

エ 動物相の概要

区域周辺には餌となる実をつける広葉樹が多く見られることから、鳥類の種、数ともに豊かである。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類：季節に合わせて、オシドリ、マガモ、ホシハジロ、カルガモ、カイツブリ、カワウ、ミサゴ、カワセミ、キビタキ、コゲラ、リュウキュウサンショウクイ、カワラヒワ、ジョウビタキ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、ヒヨドリ、ツバメ、ウグイス、メジロ、セグロセキレイ、ソウシチョウ、コジュケイなどが見られる。

※丸印は愛媛県レッドデータブック掲載種

イ 獣類

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害状況

当該地域では、近年、カワウによる内水面漁業の漁業権対象魚種であるアユ、アマゴの捕食被害が見受けられる。

イ 過去3年間の被害作物

年度	鳥獣名	被害作物
令和4年度		
令和5年度		
令和6年度		

ウ 過去3年間の捕獲許可件数

○有害鳥獣捕獲

年度	鳥獣名	許可件数
令和4年度	なし	件
		件
		件
令和5年度	なし	件
		件
		件
令和6年度	なし	件
		件
		件

○個体数調整捕獲

年度	鳥獣名	許可件数
令和4年度	ニホンジカ	0件
令和5年度	ニホンジカ	0件
令和6年度	ニホンジカ	0件

エ 農林水産業関係者との調整状況

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

5 施設整備に関する事項

①鳥獣保護区用制札	5	本
②特別保護地区用制札	2	本
③案内板		基
④給水器		基
⑤給餌台		基
⑥巣箱		個
⑦その他		

6 農業関係の土地利用状況

(1) 農業振興地域

(単位：ha)

面積 (ha)				左のうち農振地域 (ha)			
鳥獣保護区		特別保護地区		鳥獣保護区		特別保護地区	
農地	その他	農地	その他	農地	その他	農地	その他
3	9 1		7 4	3	9 1		7 4

(2) 面積内訳

(単位：ha)

項目		面積		左のうち農振地域		左のうち農用地区域	
		鳥獣保護区	特別保護地区	鳥獣保護区	特別保護地区	鳥獣保護区	特別保護地区
農地		3		3		3	
内訳	田						
	畑	3		3		3	
	樹園地						
	採草放牧地						
山林		1 0		1 0			
原野							
湖沼		7 4	7 4	7 4	7 4		
河川							
その他		7		7			
計		9 4	7 4	9 4	7 4	3	

(3) 農振の地域指定年月日

市町名	指定年月日
今治市玉川町	昭和 47 年 1 月 11 日

(4) 農振の整備計画作成年月日

市町名	作成年月日
今治市玉川町	昭和 49 年 3 月 27 日
	(昭和 58 年 11 月 17 日、昭和 61 年 9 月 27 日、平成 9 年 3 月 27 日、平成 31 年 4 月 11 日変更)

(5) 農業関係施設実施状況調書

番号	事業名	地区名	受益面積	施工年度	指定区域に含まれる 受益面積
	なし				

(6) 農業関係施設の実施(計画)状況

番号	事業名	受益面積	施工年度	指定予定面積 に含まれる 受益面積	調査設置 番号
	なし				

7 調査結果及び所見

当該地域は、湖畔に公園が整備されていること、国道に面しており、ドライブ休憩等での利用者が多いことから、保護区として指定し、利用者の安全確保を図ることが望まれる。

また、身近に水鳥等を観察できることから、近年、少なくなりつつある自然とのふれあいの場の確保のためにも意義がある。

玉川ダム鳥獣保護区及び特別保護区現況写真

